

### 3月定時登録による選挙人名簿新規登録者の縦覧

3月1日現在で、新たに登録される選挙人名簿の縦覧を行います。

#### ■新規登録者

平成5年2月26日から同年3月2日までに生まれた方および平成24年11月17日から同年12月1日までに転入の届出をした方で、平成25年3月1日現在において、平成25年2月17日から引き続き西条市の住民基本台帳に記録されている方。

#### ■縦覧期間

3月3日(日)～7日(木) 8時30分～17時

#### ■縦覧場所

市庁舎別館  
市選挙管理委員会事務局

TEL 0897-52-11263

### 宝くじの助成金で整備しました

(財)自治総合センターでは、宝くじの社会貢献広報事業としてコミュニティ助成事業を行っています。このほどこの助成を受けて新市集会所が整備されました。今後、活発なコミュニティ活動の拠点となることが期待されています。

■問合せ 市庁舎本館市民生活課 市民活動支援係  
TEL 0897-52-11462



▲宝くじの助成金で整備した新市集会所

### 下水道への接続をお急ぎください

平成22年に公共下水道が供用を開始した区域の方は、平成25年3月末で3年が経過します。下水道の供用開始後は、3年以内に水洗便所に改造し

て下水道へ接続しなければなりません。

水洗便所への改造および下水道への接続工事をされていない方は、市の指定工事店で早急な工事をお願いします。

市の水洗便所改造資金の融資あっせん制度も供用開始から3年以内の工事が対象となりますので、希望される方は、早めに指定工事店へご相談ください。指定工事店が分からない方は、担当課へお問い合わせください。

#### ■問合せ

○市庁舎本館下水道業務課  
下水道業務係  
TEL 0897-52-11224

○東予総合支所建設管理課  
上下水道係

### 悪質業者にご注意ください

宅地内排水設備は個人管理が原則です。市が宅地内の排水設備の点検や清掃などを行ったり、業者を派遣・紹介したりすることはありません。

次のような悪質なケースにご注意ください。

- 市から依頼されているような紛らわしい説明をする
- 高額な代金を請求をする
- 作業について十分な説明をしない
- 業者名や連絡先を明示しない

### 少しでも「おかしいな？」と思われたら

- 身分証明書の提示を求める
- その場ですぐに契約・署名・押印しない
- 下記の間合せ先に確認する

#### ■問合せ

○市庁舎本館下水道業務課 下水道業務係  
TEL 0897-52-1224  
○東予総合支所建設管理課 上下水道係

### ■下水道事業受益者の申告対象区域

玉津	大谷西、森戸、中土居、川北、川南、玉津、元橋、横黒下、横黒西、市塚 各一部区域
飯岡	半田、上組、堀の内、中野口、長屋敷、西野口、辰川住宅、高砂町 各一部区域
西条	朔日市二区、本町三丁目、百軒巷、北浜南 各一部区域
神拝	上神拝、下喜多川北、八丁、古川、若草町、王子町、川治町、砂盛町 各一部区域
大町	新田、上小川、沢、清水町、中町小川、北の丁上、若葉町西 各一部区域
神戸	釜の口、宵の原、楠、藪の内、中西、西原、棚林 各一部区域
禎瑞	禎瑞中、禎瑞下 各一部区域
橘	西田、西泉東 各一部区域
氷見	大久保、裏、末長、宮の下 各一部区域
周布	周布の一部区域
多賀	北条、三津屋 各一部区域
三芳	三芳の一部区域

### 下水道事業の受益者申告をお願いします

下水道が新たに整備された区域内の土地所有者などには「受益者負担金・分担金」として、下水道整備費の一部を負担していただくことになっています。

この負担金などの賦課決定の基礎となる「下水道事業受益者申告書」を対象区域の土地所有者宛に送付しますので、内容を確認して期限内に必ず申告してください。

申告がない場合は、市が受

益者(納入義務者)・土地の面積などを認定することになります。

#### ■申告期限

4月1日(月)

#### ■申告が必要な方

左表区域内の土地所有者

#### ■問合せ

○市庁舎本館下水道業務課  
下水道業務係

TEL 0897-52-11224

○東予総合支所建設管理課  
上下水道係



下水道マスコットキャラクター「スイスイ」